

志願資格承認申請（e-kanagawa 電子申請）

添付ファイル注意事項

志願資格承認申請について次のとおり申請します。

志願資格承認申請書（第3号様式） **必須**

添付ファイル（PDFまたは画像データ）は、書類全体が鮮明に見えることを必ず確認してください。

志願資格承認申請書（第3号様式）に必要事項を記入の上、PDFまたは画像データを添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

日本の小学校等に在籍・卒業の方は、様式内の[小学校長意見及び副申欄]に、記載・押印があることを確認してください。

念書・同居同意書（第7号様式・第8号様式）

神奈川県外からの転居の場合、念書（第7号様式）に必要事項を記入の上、PDFまたは画像データを添付してください。

また、同居同意書（第8号様式）の提出を要する方は、併せてPDFまたは画像データを添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

念書・同居同意書（第7号様式・第8号様式）の両方提出が必要な方も、1つのファイルで添付してください。

契約書類等（神奈川県内の住所が確認できる書類）

添付ファイル **必須**

●転居先の住所が確認できる契約書類等のPDFまたは画像データを添付してください。

なお、添付の際には以下の内容が添付ファイルに含まれている必要があります。

- (1) 契約者氏名
- (2) 転居先住所
- (3) 転居予定日または契約期間（契約期間には、令和8年4月1日が含まれていること。）
- (4) 不動産会社等の社判

契約書類等が複数ページの場合、PDFでの添付がおすすめですが、画像データで複数ファイル添付することもできます。

6年の課程修了証明等

外国において、学校教育における6年の課程を修了または修了見込の方は、その証明書を添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

海外の現地校の出身者で、小学校長の証明の記入や押印ができない場合は、修了（見込）証明書を必ずアップロードしてください。

注 e-kanagawa 電子申請システムに入力、添付された個人情報の取扱いについて

e-kanagawa 電子申請システム上で、申請後 150 日間保管された後、自動削除されます。

なお、添付された電子データのうち「契約書類等」および「6年の課程修了証明書等」について、神奈川県教育委員会がダウンロードし、内容確認をした後、令和8年3月末までに、ダウンロードデータを削除します。